社会福祉法人輝きの会 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

男女とも全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動契約を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日~ 令和10年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1:女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく目標 労働者の月の平均残業時間数を4時間未満にする。(平均4時間未満/人/月)

<実施時期・取組内容>

- 2025 年 4 月~ 職場毎に職員一人ひとりの月の残業時間を集計する。所属長から 職員に長時間労働是正に関するメッセージを発信する。
- 2025年5月~ 業務効率化、DX化の推進を検討する。
- 2026年3月~ 職員の配置、業務分担の見直しを行う。

目標2:女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく目標 両立支援制度の拡充と周知

〈実施時期・取組内容〉

- 2025 年 4月~ 育児や介護、病気治療を行う職員のため、両立支援職員制度を 導入し全職員に周知する。
- 2025 年 10 月~ 育児・介護休業法の改正による柔軟な働き方を実現する措置 により両立支援の内容を拡大し、全職員に周知する。

目標3:次世代育成支援対策推進法に基づく目標 職員のこどもを対象に、職場見学・体験ができる日を設ける。

<実施時期・取組内容>

- 2025年 6月~ 職場見学・体験の受け入れ方法等を検討する。
- 2025年 7月~ こどもの夏休み、冬休み期間に職場見学・体験を実施する。
- 2026年 2月~ 次回企画に向けての検討を行う。